

# アナログ規制の点検・見直し方針

令和7年6月

結城市 総務部 行革・デジタル推進課

## 目次

1	はじめに	1
2	点検・見直しの目的	2
3	点検・見直しの推進体制	3
4	点検・見直しの対象範囲	4
5	点検・見直しの進め方	5
6	類型化とフェーズの区別の考え方	8
7	進捗管理	11

# 1 はじめに

近年のデジタル技術の高度化と利活用の進展により、かつて不可能であったことが可能になり、私たちの生活のあり方は大きく変貌を遂げている。他方で、我が国の行政や社会、産業の基本的な構造を形作る法制度やルールは、その多くがデジタル技術の登場以前に確立され、書面・対面といったアナログ的な手法を前提としている。

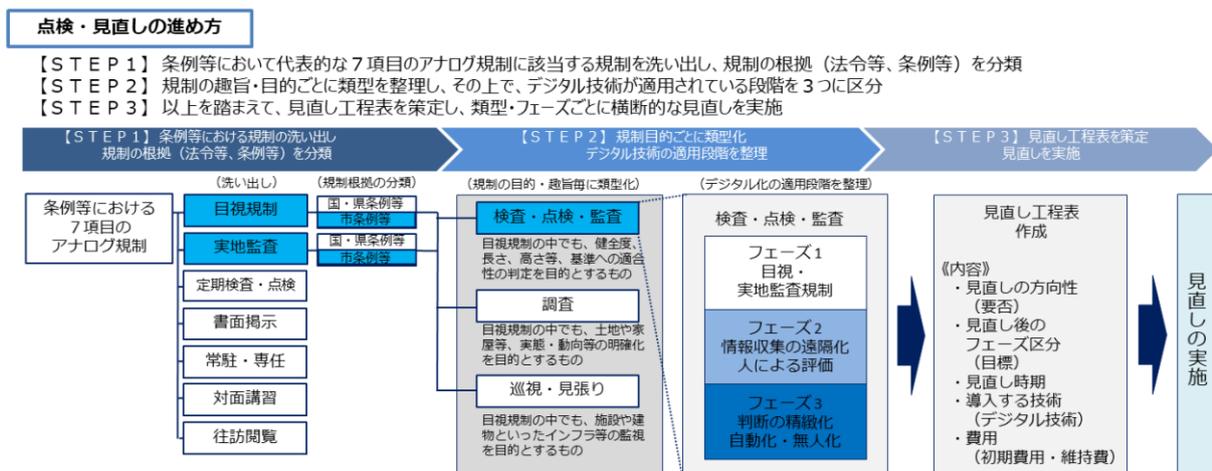
こうした規制は、現代において、いわゆる「アナログ規制」として、デジタル技術の社会実装を阻み、社会全体の「デジタル化」の妨げとなっている一面があると考えられている。

今後、少子高齢化が進み、あらゆる場面で人手不足が進むことが予想されており、社会全体のデジタル化を推進し、デジタル技術の活用による生産性の向上や人手の代替を実現させることが不可欠であり、社会全体を豊かにしていくために、デジタル改革・行政改革・規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革により、日本社会全体の仕様をモデルチェンジする必要がある。

こうした問題意識から国ではデジタル社会の実現に向けた構造改革のための5つの原則を提示するとともに、この原則を踏まえ、国の法令等に基づく全ての規制についてデジタル点検・見直しを進めている。

本市においても、国による見直しの動きに合わせて、条例等に基づく規制の見直しを進めることが重要である。

これらの状況を踏まえ、本市におけるアナログ規制の点検・見直しの基本的な方針として「アナログ規制の点検・見直し方針」を策定するものである。



## 2 点検・見直しの目的

国による法令等の点検・見直しの動きを踏まえ、条例等に基づく市独自のアナログ規制について、国で定める「構造改革のためのデジタル原則（以下、「デジタル原則」という。）」への適合性を点検し、規制の見直しに取り組み、市全体のデジタル化を推進することを目的とする。

市独自のアナログ規制を見直し、デジタル化を推進することにより、行政コストの削減が期待されるほか、様々な事務が無人化・自動化されれば、人手不足に悩む現場の問題解消・生産性向上が果たされるとともに、市の業務でも効率化とサービス向上が期待される。

### 【参考：構造改革のためのデジタル原則】

デジタル臨時行政調査会（令和5年10月6日廃止）において、デジタル改革、行政改革、規制改革の三位一体の改革を通じた真の構造改革が必要との観点から、デジタル化を図っていく上での指針となるべき「構造改革のためのデジタル原則」を策定。

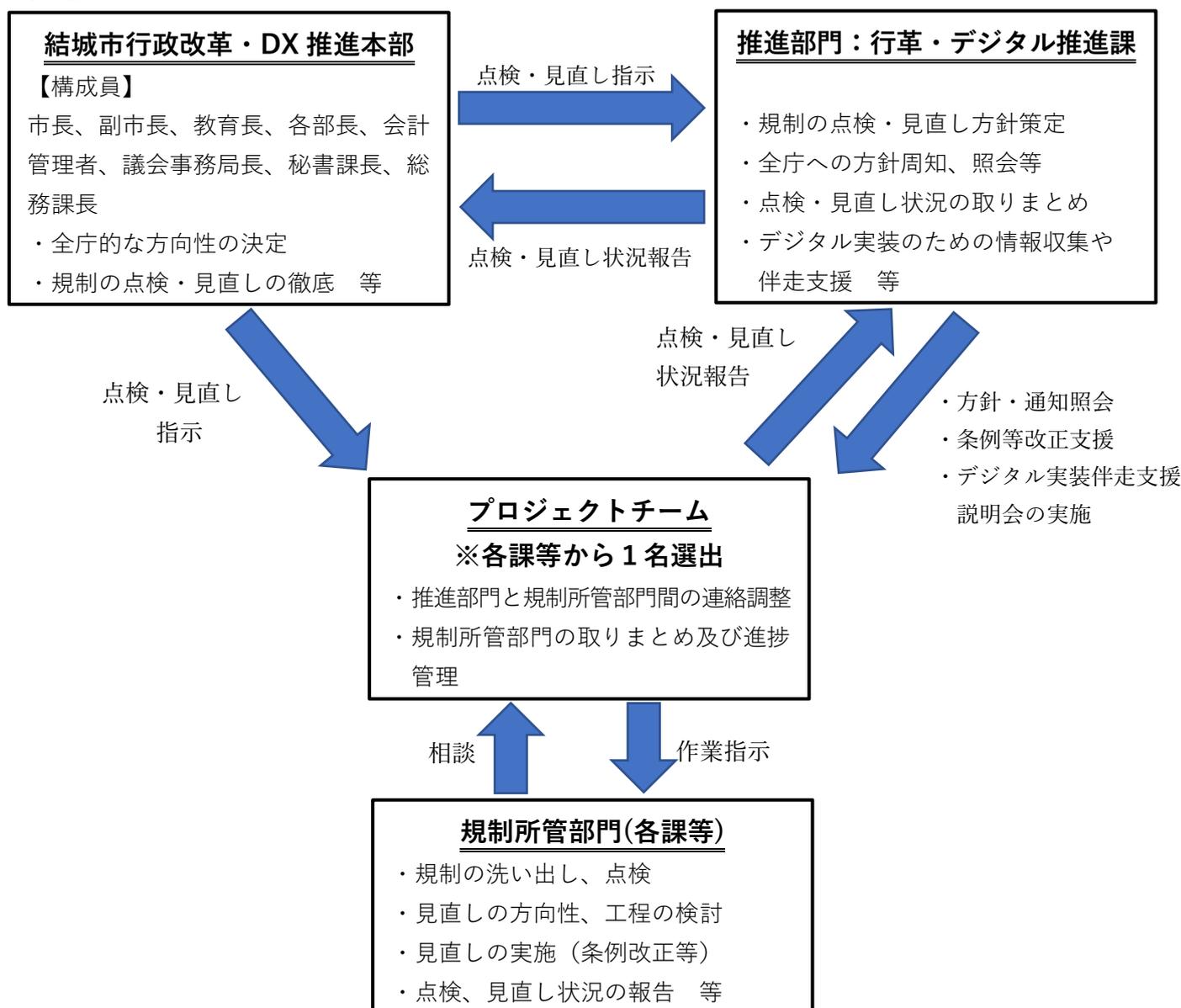
原則	内容
デジタル完結・自動化原則	書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。 国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。
アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)	一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。
官民連携原則	公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。
相互運用性確保原則	官民でデータを適切に共有し、世界最高水準のサービスを楽しむよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。
共通基盤利用原則	ID、ベース・レジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

### 3 点検・見直しの推進体制

点検・見直しの推進体制は以下のとおりとする。

- ・結城市行政改革・DX 推進本部会議において、全庁的な方向性の決定、規制の点検・見直しの徹底を行う。
- ・行革・デジタル推進課を推進部門として、点検・見直し状況の取りまとめやデジタル実装のための情報収集や伴走支援を行う。
- ・DX 推進リーダー及び DX 推進員から成るプロジェクトチームを設置し、推進部門と規制所管部門間の連絡調整や規制所管部門の取りまとめ及び進捗管理を行う。
- ・規制所管部門は、プロジェクトチームメンバーを中心に、規制を所管する部門として、条例等に基づく規制の洗い出しや見直しを行う。

< 推進体制イメージ図 >



## 4 点検・見直しの対象範囲

点検・見直し作業については、本市が定める条例等（条例、規則、告示、訓令、規程、要綱、要領）を対象とする。

デジタル臨時行政調査会では、国で定める法令等の中から、まずは、代表的なアナログ規制7項目に該当するアナログ行為を求める場合があると解される規定を対象としていたことを踏まえ、本市においても、代表的なアナログ規制7項目に該当する規定を対象とする。

また、当該7項目に該当する規定以外のものについても、国の動向を踏まえて、必要に応じて、点検・見直しを行うこととする。

### <代表的なアナログ規制7項目>

規制項目	規制の内容
①目視規制	人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制
②実地監査規制	人が現場に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、書類・建物等を確認することによって判定することを求めている規制
③定期検査・点検規制	施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、一定の期間に一定の頻度で判定すること（第三者検査・自主検査）や、実態・動向・量等を、一定の期間に一定の頻度で明確化すること（調査・測定）を求めている規制
④常駐・専任規制	（物理的に）常に事業所や現場に留まることや、職務の従事や事業所への所属等について、兼任せず、専らその任にあたること（1人1現場の紐付け等）を求めている規制
⑤対面講習規制	資格等の講習をオンラインではなく対面で行うことを求めている規制
⑥書面掲示規制	資格等、公的な証明書等を対面確認や紙発行で、特定の場所に掲示することを求めている規制
⑦往訪閲覧・縦覧規制	申請に応じて、又は申請によらず公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への訪問が必要とされている規制

## 5 点検・見直しの進め方

### (1) 対象となる規制の洗い出し

条例等において、デジタル原則に照らし点検・見直しが必要と考えられる規制（代表的な7項目とFD等）を洗い出す。作業にあたっては、あらかじめ推進部門において、結城市例規集からアナログ規制に該当する可能性がある条例等を「例規影響調査・検討資料」としてリストアップし、規制所管部門に照会を行う。

照会を受けた規制所管部門は、リストアップされた条例等を精査するとともに、所管する結城市例規集に搭載されていない要綱・要領等において対象となる規制をリストに追加する。

規制項目	規制の内容
①目視規制	・ 条文上、人が赴いて、目で見て確認等することを規定している条項 ・ 条文上、デジタル技術の活用による代替が許容されているかが不明（不明瞭）な条項
②実地監査規制	・ 条文上、実地にて監査することを規定している条項 ・ 条文上、「監査する」との規定のみで実地以外の監査を認めているか不明（不明瞭）な条項
③定期検査・点検規制	・ 定期の検査等を要件としている条項 ・ 定期の実施を要件としている検査等の周期や対象、手法等を定める条項 ・ 定期の実施を要件としている検査等に関連する手続や作業等を定める条項等
④常駐・専任規制	・ 常駐又は専任を求めている条項
⑤対面講習規制	・ 資格等の取得や更新等のために講習会等の受講を求めている条項
⑥書面掲示規制	・ 特定の場所（「掲示板」「見やすい場所」など）に掲示することを要件とする条項
⑦往訪閲覧・縦覧規制	・ 公的情報を閲覧・縦覧させるもののうち、公的機関等への往訪を求めている条項
⑧FD等記録媒体規制	・ 個別（特定）の記録媒体の使用を定めている条項

### (2) 規制の分類

規制所管部門は、洗い出しを行った規制について、それぞれの規制の法的根拠（国の法令等に基づくものか、県の条例等に基づくものか、市の条例等に基づくものか）を分類する。

#### 【規制根拠分類の必要性】

国の法令等に基づき定める規制は、国・県の動向を注視しながら見直しを進める必要がある一方、条例等に基づき定める規制は、本市自らの判断で自主的に見直しを進められるものになるため、優先的に見直しに着手すべき規制を明らかにする観点で分類を行う。

### (3) 規制の分類化・フェーズの区分

規制根拠の分類後、規制の趣旨・目的ごとに細分化した類型を整理し、その上で、それぞれのデジタル化の進捗度合いを3つの段階（フェーズ）に区分する。

#### 【類型化・フェーズの区分の必要性】

##### ■類型化

⇒点検・見直しの対象となる規制の趣旨・目的に照らし、同種と考えられる規制については、それらをひとまとめに捉えて典型的に点検・見直しをすることが効率的と考えられるため、類型化を行うもの。

##### ■フェーズの区分

⇒IoT等の新技術の導入やリスク評価の高度化等のデジタル原則に適合する手段が現時点で全く活用されていない規制と一部が活用されている規制では、見直しの方向性やアプローチが異なるため、デジタル化の度合いを整理するもの。

### (4) 規制見直しの工程表の策定

規制所管部門は(1)～(3)により、現状把握を行った全ての規制について、それぞれの規制の趣旨・目的等も勘案しつつ、デジタル庁において作成している「テクノロジーマップ※」の活用、また、デジタルデバインドへの対応を踏まえた上で、見直しの方向性（要否）、見直し後のフェーズ区分（到達点）、見直し時期等を定めた見直し工程を検討する。

推進部門は、規制所管部門の見直し検討結果や工程の妥当性を検討し、規制所管部門と調整の上、全体の見直しの方向性を確定させる。

※デジタル庁が整備・公表するデジタル技術の進展等を踏まえた規制の見直しを支援するためのツール。これを利用することで、規制を所管する省庁や地方公共団体が規制を見直す際に、どのような技術類型が活用可能であるかを把握することができる。

**《工程表のイメージ》**

○方針確定している約1万条項の一覧（抜粋）

法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在 Phase	見直後 Phase	見直し完了時期	工程表	見直しの概要
河川法施行令	国土交通省	第9条の3第1項第2号	河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等	目視規制	1-②	3	令和4年度 1月～3月	目視-共通1	告示、通知・通達等の 発出又は改正
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第6条第1項	指定訪問介護事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	令和5年度 4月～9月	常駐専任- 厚生労働省2	告示、通知・通達等の 発出又は改正

○工程表の類型

	令和4年度	令和5年度		令和6年度
	1月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～6月
目視-共通1	法令等改正手続			
常駐専任-厚生労働省2	実態把握（外部委託調査等）			
	対外調整等			
	法令等改正手続			

**見直しに向けた工程表**

※ 経済界からの主要な要望についても工程を確定  
※ 地方公共団体（福岡市）からの要望についても工程を確定予定

デジタル庁資料：地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第2.0版】より抜粋

#### (5) 規制の見直しの実施

規制所管部門は、確定した見直しの方向性に基づき、デジタル技術導入の検討、条例等の改正、予算要求等を見直しを行う。

※結城市例規集（令和7年2月28日現在）に搭載されている条例等の（1）対象となる規制の洗い出し、（2）規制の分類及び、（3）規制の分類化・フェーズの区分については、デジタル庁の実施する「地方公共団体におけるアナログ規制の洗い出し結果等の横展開事業」を活用して行う。

## 6 類型化とフェーズの区分の考え方

国の法令や県の条例等に基づく規制と趣旨や目的等が類似する規制については、国や県における見直しの動きを参考にしながら、同様の見直しを進めていくことが効率的と考えられるため、規制に当てはめる類型とフェーズは、デジタル臨時行政調査会の考え方を準用し、次のとおりとする。

### (1) 目視規制

類型	内容
類型1	検査・点検・監査
類型2	調査
類型3	巡視・見張

フェーズ	内容
フェーズ1	目視・実地監査規制
フェーズ2	情報収集の遠隔化、人による評価
フェーズ3	判断の精緻化、自動化・無人化

### (2) 実地監査規制

類型	内容
類型1	検査・点検・監査
類型2	調査
類型3	巡視・見張

フェーズ	内容
フェーズ1	目視・実地監査規制
フェーズ2	情報収集の遠隔化、人による評価
フェーズ3	判断の精緻化、自動化・無人化

### (3) 定期検査・点検規制

類型	内容
類型1	第三者検査
類型2	自主検査
類型3	調査・測定

フェーズ	内容
フェーズ1	定期検査・点検規制
フェーズ2	デジタル技術の活用による規制目的の達成
フェーズ3	定期の検査・調査・測定の撤廃

(4) 常駐・専任規制

類型	内容
類型1	主としてモノのチェック等のための常駐
類型2	主としてモノのチェック等のための専任
類型3	主として人への対応のための常駐
類型4	主として人への対応のための専任

フェーズ	内容
フェーズ1	常駐・専任規制あり
フェーズ2	デジタル技術等の活用による規制緩和
フェーズ3	常駐・専任規制なし

(5) 対面講習規制

類型	内容
類型1	講習

フェーズ	内容
フェーズ1	対面規制あり又は解釈不明確
フェーズ2	デジタル技術の活用による一部オンライン化等
フェーズ3	デジタル完結

(6) 書面掲示規制

類型	内容
類型1	公的証明書等の掲示
類型2	公的証明書等以外の情報の掲示

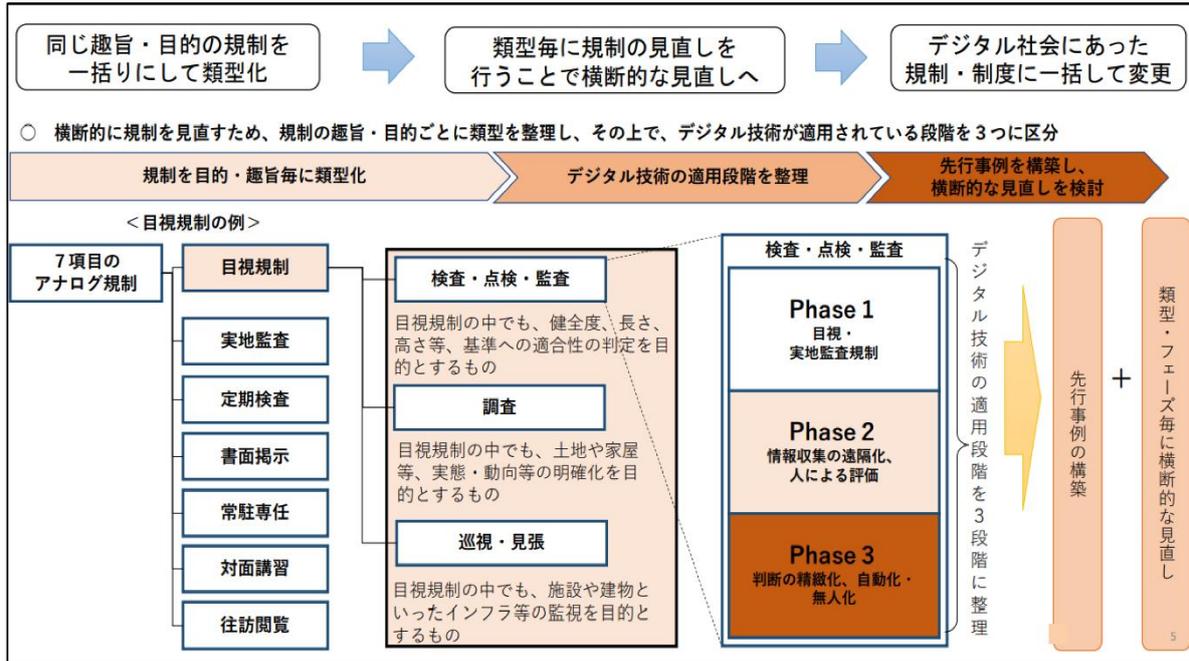
フェーズ	内容
フェーズ1	デジタル化を一切許容しない
フェーズ2	一部許容している
フェーズ3	デジタルによる掲示を基本とする

(7) 往訪閲覧・縦覧規制

類型	内容
類型1	申請等による公的情報の閲覧・縦覧
類型2	申請等によらない公的情報の閲覧・縦覧

類型	内容
フェーズ1	紙・人の介在
フェーズ2	デジタル原則に適合する手段を可とする
フェーズ3	デジタル完結を基本とする

<参考：一括の見直しに向けた類型化とフェーズの考え方>



デジタル庁資料「デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直しの進捗と課題について」より抜粋

## 7 進捗管理

### (1) 庁内への周知

方針の策定後、4月に開催される課長会議及び5月に開催されるDX推進リーダー会議において概要を説明、6月に開催される行政改革・DX推進本部会議にて方針を決定する。その後、プロジェクトチームを設置、メンバーを選出し、説明会を実施する。

### (2) 見直しスケジュール

令和7年度から全庁的な洗い出し・点検を実施する。令和7年度は、各規制の法的根拠で分類、趣旨・目的ごとに細分化し、デジタル化の進捗度合いを3つの段階（フェーズ）に区分し、各規制の見直し工程表を策定及び全体の見直しの方向性を確定する。

令和8年度は、条例等の改正及び予算要求等を見直しを実施する。

令和9年度以降は、令和8年度までに見直しを実施できなかった規制について、引き続き検討を行う。

### (3) 各課等における進捗管理

各課等は、工程表に沿って、計画的に見直しができるよう、プロジェクトチームメンバーが所属職員に周知徹底を図るとともに、作業の進捗状況の把握・管理を行う。

### (4) 全体の進捗管理

アナログ規制を全庁的な課題として共有し、取組を推進するため、例年、第1四半期及び第3四半期に開催される結城市行政改革・DX推進本部会議において進捗状況の報告を行う。